

有料職業紹介『返戻金制度』に関する事項

当社の紹介により採用された求職者が、本人の都合による退職または本人の責めに帰すべき事由により解雇された場合は、受領した職業紹介手数料について、以下の基準により求人者へ返戻いたします。

- ・入社後 1 か月未満で退職した場合
紹介手数料の 100%を返戻
- ・入社後 1 か月以上 3 か月未満で退職した場合
紹介手数料の 50%を返戻
- ・入社後 3 か月以上 6 か月未満で退職した場合
紹介手数料の 20%を返戻
- ・入社後 6 か月以上経過した場合
返戻金は発生しない

※紹介予定派遣または派遣先で就業中の派遣労働者を紹介する場合は、当該制度は適用しません。

なお、返戻金の請求は退職日から 30 日以内に行うものとします。

ただし、採用者に対する労働条件が雇用契約書等の内容と著しく異なることに起因する退職、求人者の責めに帰すべき事由による退職または解雇、天災その他の不可抗力による退職については、本返戻金制度の適用対象外とします。

なお、個別の職業紹介における返戻金制度の内容については、求人者との契約締結時に協議の上、別途定めることがあります。